

7 建築第 781 号
令和 7 年 9 月 29 日

公益社団法人全日本不動産協会京都府本部本部長 様

京都府建設交通部長
(公 印 省 略)

「都市計画法開発許可申請の実務」の一部改正について（通知）

平素は京都府の開発行政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

この度、事務手続きの一部見直しに伴い、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条による審査基準である「都市計画法開発許可申請の実務」について、下記のとおり（詳細は別添新旧対照表参照）改正しましたので、通知します。

記

1 改正事項

事項	概要説明	対象ページ（改正後）
規則第 60 条適合証明の提出先変更	規則第 60 条適合証明のうち建築指導課が申請先となるものについて土木事務所を受付窓口とするよう改正	8 章－5

2 適用日

令和 7 年 10 月 1 日

3 その他

- ・改正後の全文を府ホームページに掲載予定

担 当	建築指導課開発指導係
メー ル	kenchiku@pref.kyoto.lg.jp
電 話	075-414-5344

都市計画法開発許可申請の実務 (ver. 4.1 → 4.2・令和7年10月1日施行) 新旧対照表

改正前 ver4.1	改正後 (案) ver. 4.2	備考																																				
【表紙】 都市計画法開発許可申請の実務 (Ver. 4.1) 令和7年6月1日 (改正版) 京都府建設交通部建築指導課 【本編各ページ共通・ヘッダー】 都市計画法開発許可申請の実務 (Ver. 4.1) 【8章-5】 (規則第60条適合証明) (前略) <table border="1"> <tr> <th>証明内容</th><th>申請先</th><th>交付手数料の額</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>各土木事務所建築住宅課</td><td>1件につき 6,990円</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>建設交通部建築指導課開発指導係</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(中略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>建設交通部都市計画課地域整備係</td><td>1件につき 420円</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>建設交通部建築指導課開発指導係</td><td></td></tr> </table> (新設) (2) 必要図書 (以下略)	証明内容	申請先	交付手数料の額	(略)	各土木事務所建築住宅課	1件につき 6,990円	(略)	建設交通部建築指導課開発指導係		(略)	(中略)		(略)	建設交通部都市計画課地域整備係	1件につき 420円	(略)	建設交通部建築指導課開発指導係		【表紙】 都市計画法開発許可申請の実務 (Ver. 4.2) 令和7年10月1日 (改正版) 京都府建設交通部建築指導課 【本編各ページ共通・ヘッダー】 都市計画法開発許可申請の実務 (Ver. 4.2) 【8章-5】 (規則第60条適合証明) (前略) <table border="1"> <tr> <th>証明内容</th><th>申請先</th><th>交付手数料の額</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>各土木事務所建築住宅課</td><td>1件につき 6,990円</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>建設交通部建築指導課開発指導係※</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(中略)</td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>建設交通部都市計画課地域整備係</td><td>1件につき 420円</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>建設交通部建築指導課開発指導係※</td><td></td></tr> </table> ※建築指導課あての申請書類は、所管の土木事務所（建築住宅課）で受け付け、同所から建築指導課あて送付するものとする。 (2) 必要図書 (以下略)	証明内容	申請先	交付手数料の額	(略)	各土木事務所建築住宅課	1件につき 6,990円	(略)	建設交通部建築指導課開発指導係※		(略)	(中略)		(略)	建設交通部都市計画課地域整備係	1件につき 420円	(略)	建設交通部建築指導課開発指導係※		バージョン数値の更新 発行日の時点修正 バージョン数値の更新 建築指導課証明分の申請書類を土木事務所経由で受け付けるよう、事務の流れを見直し
証明内容	申請先	交付手数料の額																																				
(略)	各土木事務所建築住宅課	1件につき 6,990円																																				
(略)	建設交通部建築指導課開発指導係																																					
(略)	(中略)																																					
(略)	建設交通部都市計画課地域整備係	1件につき 420円																																				
(略)	建設交通部建築指導課開発指導係																																					
証明内容	申請先	交付手数料の額																																				
(略)	各土木事務所建築住宅課	1件につき 6,990円																																				
(略)	建設交通部建築指導課開発指導係※																																					
(略)	(中略)																																					
(略)	建設交通部都市計画課地域整備係	1件につき 420円																																				
(略)	建設交通部建築指導課開発指導係※																																					

7 建築第 782 号
令和 7 年 9 月 29 日

公益社団法人全日本不動産協会京都府本部本部長 様

京都府建設交通部建築指導課長
(公 印 省 略)

「都市計画法に基づく開発許可申請等の手引」の一部改正について
(通知)

平素は京都府の開発行政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

この度、事務手続きの一部見直しに伴い、「都市計画法に基づく開発許可申請等の手引」(以下「手引」という。)を下記(詳細は別添新旧対照表参照)のとおり改正し、令和 7 年 10 月 1 日から適用することとしましたので、通知します。

記

1 改正事項

項目	改正内容	改正箇所
規則第 60 条適合証明に係る事務見直し	・建築指導課で証明対応するものについて、土木事務所経由で受け付けるよう見直し	60 ページ
	・必要図書の見直し(副本用添付図書の省略規定の削除及び許可が必要ないことを示す書類の追加)	60, 62 ページ
その他所要の改正	基準日の更新	表紙

2 その他

改正後の手引全文は府ホームページに掲載予定

担 当	建築指導課開発指導係
メー ル	kenchiku@pref.kyoto.lg.jp
電 話	075-414-5344

都市計画法に基づく開発許可申請等の手引」の一部改正（令和7年10月1日施行） 新旧対照表

改正前	改正後（案）	備考
【表紙】 都市計画法に基づく開発許可申請等の手引 令和7年5月 京都府建設交通部建築指導課 ※令和7年5月1日以降は本手引に基づき申請等を行ってください。 【60 ページ】（規則第60条の適合証明） （前略） 申請図書は、申請地を所管する土木事務所長が許可したことを証明するもの、又は法第53条以外の許可不要証明のうち市街化調整区域外若しくは区域の面積が1ha未満のものは申請地を所管する土木事務所の建築住宅課に、法第53条第1項の規定に適合していることを証明するものは都市計画課地域整備係に、証明内容が前記以外のものは建設交通部建築指導課開発指導係に提出してください。 提出部数は正本及び副本の2部です。（副本については申請書以外の図書の省略可） （中略） ●土地利用計画図 ・開発登録簿の調製に当たり必要があるため、証明願に併せて提出 （以下略）	【表紙】 都市計画法に基づく開発許可申請等の手引 令和7年10月 京都府建設交通部建築指導課 ※令和7年10月1日以降は本手引に基づき申請等を行ってください。 【60 ページ】（規則第60条の適合証明） （前略） 申請図書は、申請地を所管する土木事務所の建築住宅課（ただし、法第53条第1項の規定に適合していることを証明するものは都市計画課地域整備係）に提出してください。 提出部数は正本及び副本の2部です。 （中略） ●土地利用計画図 ・開発登録簿の調製に当たり必要であるため、証明願に併せて提出 （以下略）	発行日の時点修正 提出先の変更 （建築指導課開発指導係あて分を土木事務所建築住宅課あてに変更） 必要書類の見直し 文言修正
【62 ページ】（許可不要証明申請の必要図書） （前略）	【62 ページ】（許可不要証明申請の必要図書） （前略）	

添付 順序	図書の名称	作成に当たっての 注意事項	様 式
9	その他知事が 必要と認める 書類	(前略) ・ <u>法第29条第1項各号、法第43条第1項各号に該当する</u> <u>ことが確認でき</u> <u>る書類等</u>	有
(以下略)			
添付 順序	図書の名称	作成に当たっての 注意事項	様 式
1	申請書	(前略) ・ <u>計画地の区域区分に対応した「都市計画法の許可が必要ないことを示す書類」を添付</u>	有
(以下略)			

必要書類の見直し